

福井特別支援学校
危機管理マニュアル
(保護者用)

福井特別支援学校 危機管理マニュアル（保護者用）目次

(1) 今年度の具体的な取り組み.....	1
(2) 学校防犯マニュアル.....	2
(3) 校内の備品・備蓄品.....	3
(4) スクールバス運行マニュアル（災害時の対応）【防災】	4
(5) 登下校時の災害の対応【防災】	5
(6) 弾道ミサイル飛来時の対応【その他】	6
(7) 緊急下校について.....	7

(1) 今年度の具体的な取り組み

<重点目標>

児童生徒一人一人が健康的な生活に関心を持ち、

安心安全な生活を送ることができる環境をつくる

<今年度の具体的な取り組み>

○年度初め 防災体制整備

非常食・災害用かばんの準備、引き渡しカードの作成、災害時チェックリスト作成等
危機管理マニュアルの整備及び周知

○4月 第1回ショート訓練

新体制での避難の方法の確認、避難行動の練習

○5月 第1回避難訓練

大規模地震やその後の火災発生など、多様な状況での避難訓練（予告して実施）

○7月または9月 不審者侵入訓練

不審者侵入の対応訓練、本部との連携の確認（予告して実施）

○8月 水害図上訓練（教職員のみ）

水害時の避難等について、図上にて検討

○11月 第2回避難訓練（応用訓練）

大規模地震やその後の火災発生など、多様な状況での避難訓練（抜き打ち実施）

○1月 第2回ショート訓練

冬季の突然の災害への初期行動訓練

○寄宿舎による宿泊時の避難訓練（年3回）

(2) 学校防犯マニュアル

(1) 保護者及び出入り業者の名札着用について

- 保護者についてはあらかじめ名札（P T A と表記）を配り送迎の時着用してもらう。
 - ・忘れた場合はその都度事務に予備の名札を取りに行き着用してもらう。
 - ・転校及び高等部卒業時には名札を回収する。
- 業者については事務でその都度名札（青色）を渡し着用してもらう。
- 業者は必ず職員玄関から入って事務室に行くようにしてもらう。
 - ・業者の駐車スペース確保のため教員は職員玄関側に駐車しない。

(2) 本校教職員の名札着用について

- 教職員は4月年度はじめ、学校見学など来校者があるときや、体育大会、福養祭など学校行事の時に名札（教職員と表記）を着用する。

(3) 門扉の閉鎖及び児童生徒玄関ドアの施錠について

- 児童生徒玄関側門扉、職員駐車場側門扉ともに、児童生徒が登校後閉鎖する。
- 児童生徒玄関ドアは、児童生徒が登校後施錠する。

(4) 「常時施錠」「開放厳禁」表示ドア

- 「常時施錠」表示のドアは必ず鍵を掛ける。鍵が開いていたら必ず掛ける。
- 「開放厳禁」表示のドアは必ず閉める。ドアが開いていたら必ず閉める。

(5) 不審者への対応

- 名札を着けていない人物を見かけたら必ず声を掛ける。
- 緊急時（不審者侵入時）は、各教室に掲示してある、「不審者への対応」をもとに行動する。
- 教室内へ侵入されないように、後部ドアを施錠し、前部ドアは前部ドアの上部に設置してある用心棒を使用し外から開けられないようにする。
- 必要に応じて刺股（さすまた）を使用する。
- 状況に応じて、各部屋に設置してある防犯ブザーを使用する。

(6) 体育大会、福養祭時の不審者判別

- プラスチックタグの色で保護者（黄色）、その他の来校者（青色）を判別する。

(3) 校内の備品・備蓄品

	場所	備蓄品等
学校での備蓄品等	非常備蓄品倉庫（木工室）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒それぞれが準備した非常食 1 日分 ・簡易スプーン 200 本 ・紙コップ 200 個 ・紙皿 200 枚 ・サランラップ ・アイラップ ・箱ティッシュ ・ふきん ・ウエットティッシュ ・ゴミ袋 ・新聞紙 ・板ダンボール約 50 枚 ・車椅子用レインコート 15 枚・レインコート 10 枚 ・マスク 100 枚 ・テント ・乾電池式急速緊急充電器 ・充電ラジオライト ・車椅子対応型トイレ・災害用オストメイト ・カイロ 100 個 ・ハイブリット・遮熱・保温シート 50 枚 ・クールレスキュー30 個 ・折り畳みベッド 3 台 ・毛布 3 枚
	プール内倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・生活用水 2L 約 200 本 ・大人用おむつ 約 50 パック
	教室	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ベル ・防災頭巾 ・ヘルメット ・緊急時用ホイッスル ・災害用かばん（着替え、防寒着、毛布、寝袋等） ・用心棒（不審者が教室へ侵入するのを防ぐためのつかえ棒）
	保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・カセットボンベ使用の自家発電機 1 台 ・バッテリー 2 個 ・インバーター（車から電源をとる装置） ・被災時用救急箱
寄宿舎	静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・JINRIKI2 基（舎室 1・指導員宿直室 3） ・非常持ち出し袋 ・防犯ベル ・防災頭巾 ・ヘルメット

(4) スクールバス運行マニュアル (災害時の対応) 【防災】

1 登・下校中に災害が発生した場合

(1) 運行可能の場合

① 登・下校中の場合

ア 運転手は学校に連絡し、そのまま進行するのか生徒を自宅に戻すのかの指示を受ける。連絡不通の場合は、原則として学校に向かう。

イ 学校からの指示を受けながら、生徒が動揺しないよう安全に十分配慮し運行する。

(2) 運行不可能の場合 (「立ち往生」状態)

① 周りの車両に注意しながら減速し、安全な場所に停車する。

② カーラジオ等で情報 (緊急災害速報等) を受信し、生徒を落ち着かせる。

③ スクールバスの停車位置、車内の状況 (生徒の健康状態等) を学校に報告するとともに、必要があれば救急車の出動要請を行う。

④ 学校災害対策本部の設置

ア 校長は学校災害対策本部を設置する。

イ 生徒の出欠席を確認し、乗車している生徒と照合して確認をとる。

ウ スクールバスの停車位置、付近の避難所を確認する。

エ 地図に停車場所や避難場所を記録し、スクールバスが移動した場合は追記する。

オ 保護者にスクールバスの位置、生徒の状況、引き渡し場所等を連絡する。

保護者と連絡が取れない場合は、学校又は最寄りの避難場所に保護する。

カ 本部からの指示で派遣された教員は停車場所に赴き、物資の差し入れや最寄りの防災機関・医療機関との交渉など必要な支援を行う。

2 在校中に災害が発生し、運行不可能の場合

(1) 地震の場合

① 道路状況等の情報収集を行う。

② 保護者と連絡をとり、引き渡し時間・場所等について、確認し合う。

③ 保護者と連絡が取れない生徒は、学校又は最寄りの避難場所に保護する。

(2) 風水害の場合

① 各種特別警報が発令されている場合、運行は停止する。

② 保護者と連絡をとり、引き渡し時間・場所等について、確認し合う。

③ 保護者と連絡が取れない生徒は、学校又は最寄りの避難場所に保護する。

3 在宅中に災害が発生し、運行不可能の場合

(1) 地震の場合

① 保護者と連絡をとり、登校はしないように通知する。

② 保護者と連絡が取れない生徒で登校してきた生徒は、学校内で保護する。

③ 寄宿舎生がいる場合は、学校にて保護し、その後保護者に連絡する。

(2) 風水害の場合

① 朝6時の時点で各種特別警報が発令されている場合にはスクールバスの運行を停止し、緊急メール等で登校しないことを連絡する。

(5) 登下校時の災害の対応【防災】

(1) 登校前・帰宅後の場合

- ・自分の身を守る。
- ・登校せず、必要に応じて一時避難する。
※避難場所については、各家庭で確認しておいてください。
- ・教職員による安否確認を待つ。
※通信が可能な場合は、一斉メール配信により学校の状況や対応について連絡します。
※混乱が予想されますので、電話でのお問い合わせは御遠慮ください。

(2) 登校中・下校中の場合

- ・車を安全な場所に移動させ、自分の身を守る。
- ・自宅に戻るか、学校に向かうか判断する。
＜判断基準＞
自分のいる場所が自宅に近いか・学校に近いか。
最寄りの避難場所・公園など安全な場所が近いか・遠いか
- ・教職員による安否確認を待つ。
※通信が可能な場合は、一斉メール配信により学校の状況や対応について連絡します。
※混乱が予想されますので、電話でのお問い合わせは御遠慮ください。

(3) 登校後・下校前の場合

- ・学校は、安全な場所に児童生徒を避難させ、児童生徒の身を守る。
- ・情報通信網や公共交通機関の状況、路面等の破損状況など、情報の収集に努める。
- ・教育委員会の指示、または校長の判断により緊急下校を決定した場合、保護者の方のお迎えを待つ。

(6) 弾道ミサイル飛来時の対応【その他】

1 登校・出勤前の場合

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の指示に従う。
- 緊急事態の時間は、児童生徒・教職員とも登校・出勤せず、自宅待機とする。
- 緊急事態の解除を確認し、勤務時間中の場合、教職員は出勤する。
- 安全が確認された後、校長判断により、緊急メールにて児童生徒の登校を指示する。

2 登下校中の場合

- 車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて建物の中、または地下などに避難する。周囲に避難できる建物の中、または地下などが無い場合、車から離れて物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- 安全が確認された後、校長判断により、緊急メールにて児童生徒の登校を指示する。

3 学校にいる場合

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の指示に従い、学校で緊急避難指示。下校が必要な場合は、保護者による引き取りとする。

※ 原則ですので、その時の状況に応じて変更する場合があります。

※ 緊急時における電話での問い合わせは御遠慮ください。

(7) 緊急下校について

【情報】本校職員・警察・教育委員会・地域・保護者・インターネット等より

- ・校内の不審者進入により今後の学習続行が不可能と判断された場合。
- ・校区内や隣接地域に挙動不審者等が潜伏および徘徊している可能性があり、児童生徒への影響が懸念される場合
- ・台風や大雨、大雪、地震、火災などにより下校時の安全確保が必要な場合
情報通信網や公共交通機関の状況、路面等の破損状況など、情報の収集に努める。

校長・教頭

校長が独自に判断し、緊急下校を決定する。

または

教育委員会（高校教育課）からの緊急指示により、緊急下校を決定する。

臨時職員連絡会

- ・各クラス代表職員1名が第1職員室に集合する。担任が望ましい。
- ・協議はせず、事態を周知徹底させる。
- ・この間、担任以外の教員は、児童生徒を教室で待機させる。
- *校内の緊急事態発生により、すでに全校生徒が一カ所に避難している場合はその場で行う。

緊急下校の指示

- ・担任は、待機中の児童生徒および他の教職員に事態を知らせ、緊急下校の指示を出す。
- ・教頭は保護者に連絡し、緊急迎えを依頼する。
- ・全校児童生徒・教職員は体育館に集まり、引き渡しマニュアルに従い、引き渡しの準備を行う。
(状況により校長、教頭は警察、教育委員会（高校教育課）へ警備を要請する。)

引き渡し

※引き渡しの手順

- ①体育館に引き渡し場所を設置する。
- ②お迎え者が来たら身元の証明できるものを提示してもらい、「緊急時児童生徒引き渡し確認表」に記入してもらう。
- ③担任もしくは副担任が、「緊急時引き渡しカード」で確認後、お迎え者に引き渡す。

※学校に待機させる場合の留意点

- 児童生徒の体調や状態の変化に留意する。
- 不安を訴える児童生徒等のために、近しい教職員が寄り添いながら、安定を図る。
- 医ケア対象者など、学校での待機が困難な児童生徒は、即座に光陽生協病院等へ支援を要請する。
- 近隣または校内からの火災の対応や、その他考えられる2次災害の対策が十分とれるようにしておく。
- 段ボール等を使用し、落ち着ける空間を確保し、適宜非常食と水を摂取する。
- 保護者と連絡がとれず、お迎えが困難な場合、時間がかかっても保護者がお迎えに来るまで、児童生徒は学校に留め（原則体育館）、待機とする。

<学校外で活動している学級等との連絡>
外出する場合は常時連絡が取れるようにする